

# 豊橋市長選挙 選挙公報

平成28年11月13日  
執行

豊橋市  
選挙管理委員会

## 市民生活、福祉優先で 市民にあたたかい市政を “3つのチェンジ”で市政の転換を！

### CHANGE 1 開発・大企業応援から 市民のくらしを応援する市政に

- 子どもの医療費を18歳まで完全無料化
- 国民健康保険税の1世帯1万円引き下げと介護保険料の引き下げ
- 市独自の給付型奨学金制度の創設

### CHANGE 2 市民不在の市政から 市民が主人公の市政に

- 「ユニチカ跡地問題」は全容を明らかにし、市民の疑問にこたえます。

### CHANGE 3 安倍暴走政治に対決し 平和とくらし守る市政に

- 安保法制、浜岡原発、TPP、設楽ダム建設などに反対し、安倍暴走政治NOの声を豊橋から

プロフィール◆1976年生まれ40歳。  
名古屋学院大学外国語学部卒。元日本民主青年同盟愛知県委員長。  
現在日本共産党東三地区副委員長。



無所属・日本共産党推薦

くしだ  
真吾  
40歳

未来  
を創る

経歴  
昭和28年生まれ。米小、南郷中、時習館東京大学卒業。国土交通省を経て、平成20年  
に豊橋市長に当選。連続3期当選。東三河広域連合運営会長、愛知県港湾協議会会長。



佐原光一はこの市長選三選をめざし  
3つの約束と9つの政策を進めます

### 3つの約束

- 未来をひらく元気を創ります
- 未来をささえる安心を創ります
- 未来をつなぐまちを創ります



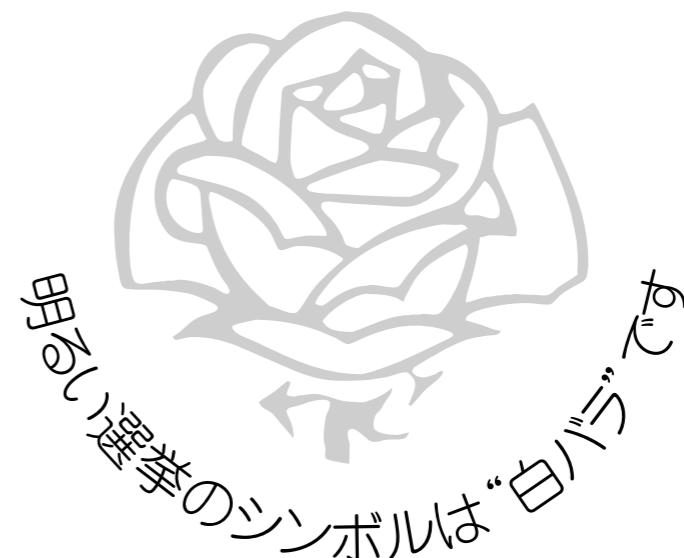
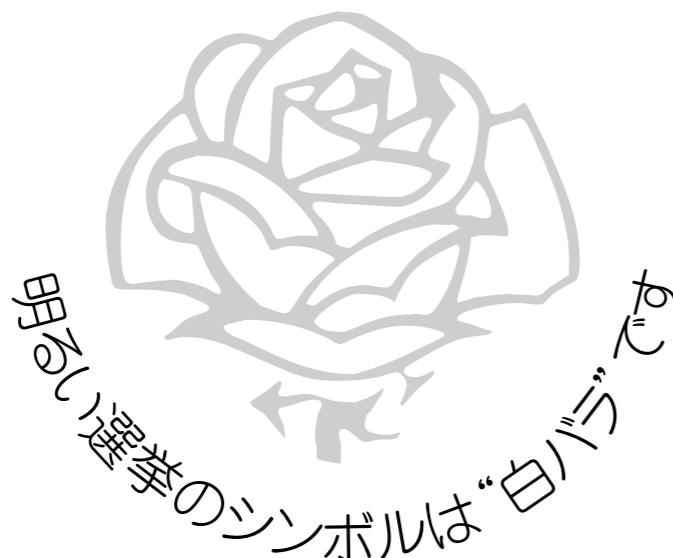
### 9つの政策

- 活力みなぎる産業を創出します
- 未来に羽ばたく人づくりを進めます
- 選ばれるまち豊橋を実現します
- 安心して子育てできる暮らしを実現します
- いきいきとした長寿社会をつくります
- 災害に強い暮らしをつくります
- 持続可能なまちづくりを進めます
- ECOなまちづくりを実践します
- 新たな東三河の地域づくりを進めます

### 約束を実現する行政運営

- 若者や大学を活かします
  - 学生の地域定着やリターンなど若者の定住促進を進めます
  - 若者の意見をくみ取る仕組みや環境をつくります
  - 学生が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます
  - 様々な人材交流などにより官民協働を進めます
- 
- 市役所改革を進めます
  - 業務の効率化とAI化を進めます
  - 職員の市民対応能力や企画力など資質の向上に努めます
  - 育児や介護にも対応できるよう率先して働き方を改善します
  - 障害者就労の機会を拡大します
  - 公共施設の長寿命化と総量の抑制に努めます

佐原光  
—  
63歳



この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真にとってそのまま印刷したものです。

投票日 11月13日(日)  
投票時間 午前7時～午後8時

# 豊橋市長選挙

投票日 11月13日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

## 投票ができる方

◎今回の選挙で投票ができる方は、次の2つの要件を満たす人です。

- ・年齢満18歳以上(平成10年11月14日以前に生まれた人)の日本国民で投票日当日、選挙人名簿に登録されていて欠格事項に該当しない人。
- ・平成28年8月5日以前から豊橋市の住民基本台帳に記録があり、引き続き豊橋市に住んでいる人。

※投票日までに豊橋市から転出した人は投票できません。

※平成28年8月6日以降に豊橋市へ転入した人は、選挙人名簿に登録されていないので、投票できません。

※市内転居者で10月25日までに届出をした人は新しい住所地で、10月26日以降に届出をした人は旧住所で投票してください。

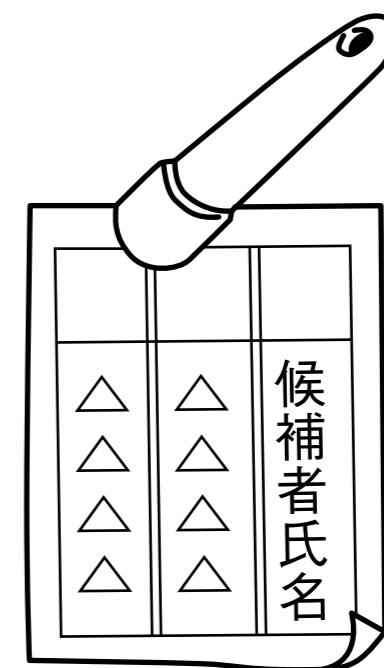
## 投票所では

◎市長選挙の投票は記号式です。

◎投票用紙にはあらかじめ候補者の氏名が印刷されています。

候補者氏名欄の上に「○をつける欄」がありますので、記載台に備え付けのスタンプで○をつけて投票してください。

◎ただし、期日前投票、不在者投票と点字投票は記号式ではなく、投票用紙に候補者の氏名を書いて投票していただきます。



## 期日前投票について

投票日に仕事や旅行などのため投票ができない見込みの方は、期日前投票をすることができますのでご利用ください。

場 所	期 間
市役所東館地下1階	
二川地区市民館	11月7日(日)～11月12日(土)まで
牟呂地区市民館	午前8時30分～午後8時
南稜地区市民館	
石巻地区市民館	
愛知大学(豊橋校舎)	11月9日(水) 午前10時～午後5時
豊橋創造大学	11月11日(金) 午前10時～午後5時



よかつたと 心にのこる よい選挙

※目の不自由な方、身体の障害などで字の書けない方、読み書きのできない方のために、点字投票、代理投票の制度があります。投票所で係員に遠慮なくお申し出ください。